

告示

埼玉県告示第千三百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目一番地五、一番地七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市半田字西千百九十三―十三番地外

（変更後）ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目一番地五、一番地七

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）新三郷デベロップメント・スリー特定目的会社 取締役 須貝信

東京都中央区日本橋室町三丁目一番地二十号

三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテリ

オ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番地四号

（変更後）新三郷デベロップメント・スリー特定目的会社 取締役 須貝信

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテリ

オ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番地四号

ハ 変更年月日

平成二十七年一月三十日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月四日

ニ 縦覧期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年四月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年四月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課